## 一般質問発言通告書

平成 26 年 11 月 19 日午時分受付(通告書枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 26 年 11 月 19 日

つくば市議会議長 様

		つくば市議会議員	宇野 信子 印
質問事項	要	山田	答弁者
1、土浦市との合併について	土浦市との合併に関して、市民7 併が必要と思うか問うアンケートで 料のみで、どう判断すればよいのか で以下の点について伺います。	ですが、判断材料は簡単な統計	資 担当部長
	(1)「市町村合併に期待できる効果のいて、これまでに勉強会等です。 ついて、これまでに勉強会等です。 で、合併によって、教育、医療、 ビスが期待できる。 イ、職員の減少や経費の削減につきる。	で分析した結果を示してださい。 福祉などで、より質の高いサ	
	ウ、消防、救急、防災への対応力 エ、広域的な道路整備、産業振興 オ、文化・スポーツ施設、ごみ処 が期待できる。 カ、利用可能な窓口が増え、住民	製、まちの活性化が期待できる。 L理施設等の公共施設の適正配	置 
	なる。 キ、知名度やイメージの向上が期 ク、文化・スポーツ施設等の公共	=	
	(2)合併を心配される理由として て、勉強会等で分析した結果を ア、市域が拡大することで、地域 やかな行政サービスが受けに イ、中心部のみが発展し、周辺部 ウ、公共料金や手数料等の負担か エ、公共施設の統廃合が進み、不 オ、市独自の歴史・文化など、料 カ、地域の特性を活かしたまちて	を示してください。 成の声が届きにくくなり、きめ こくくなる。 『が衰退してしまう。 ぶ増えてしまう。 で便になる。 特徴が失われる。 づくりを進めていくべき。	細
	キ、市町村合併とは別な方法で、 (3)合併についての勉強会の議事 けでなく、話し合われた内容も	<b>罫録が公開されていない。資料</b>	
2、中根・金田 台地区歴史緑 空間の土地取 得に関する不	平成22年から、史跡利用予定地 7.1haについて、取得のために 二つの委託料の予定価格は設計の り、随契約で結局同一の1社が業務	別々に不動産鑑定を行っている 結果それぞれ50万円未満と	る。 な

動産鑑定につ いて伺います。

- (1) 別々の業務委託発注にも関わらず、予定価格の設計書の中で 「同時評価案件との地域の重複による査定」で50%減とあ るが、これは同じ鑑定業者に2つの鑑定評価業務を同時に委 託することを想定しているのか。
- (2) 不動産鑑定業務委託の予定価格が、対象地の面積が倍以上異なるにも関わらず、どちらも47万2500円と同額になっている。「諸経費相当部分の圧縮」率が一方は35%、もう一方は10%で、その結果同額となり、50万円未満で随意契約となっているが、諸経費相当部分の算定根拠は何か。
- (3) 16 ha という大規模な土地取得において、不動産鑑定を一つ しか行っていないが、総合運動公園用地 46 ha では二つ実施 した。この違いは何か。
- 3、総合運動公 園用地取得の 不動産鑑定に ついて
- (1)6月議会で明らかになった9130円の不動産鑑定評価について 伺います。
- ア、この不動産鑑定業者には、つくば市はここ 5 年間で何度、 どこの土地について鑑定を委託しているか。
- イ、この業者は、つくば市に土地勘、経験があり、つくば市の 土地価格に相当詳しいと考えるが、どうか。
- (2) 不動産鑑定業務委託を道路課から発注した件についてうかがいます。
- ア、道路課の執行伺いで、執行理由について「市管理の排水構造物が総合運動公園予定地内に越境していることが判明したため、URと布設替えまたは用地買収による用地確保について協議を行うため、不動産鑑定評価業務を委託するもの」とあるが、どういう経緯でこの不動産鑑定をすることになったのか。
- イ、会計管理者は「支出負担行為に関する確認」(地方自治法 170 条 2 項)の際、道路課の不動産鑑定業務委託料の支出が地方 自治法 216 条に違反していないか審査したか。
- ウ、企画課から2つの不動産鑑定業務委託を執行した場合と、企 画課と道路課から別々に執行した場合では、監査における資 料提示の順序はどうなるか。
- (3) 不動産鑑定委託料の決定経過について、参考見積りを取り、 その結果、208万円に0.23をかけたと9月議会で答弁し た件について伺います。
- ア、0.23の根拠について、9月議会では「事前に徴した参考 見積もりの額を参考にして割り落としした額」と答弁があっ たが、参考見積りをどう割り落とししたら0.23になるの
- イ、参考見積りの消費税率が平成25年中にも関わらず8% になっているのはなぜか。

市長担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、 通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。